



音楽図書館と著作権

九州大学附属図書館特別研究員

黒澤 節男



はじめに

- 図書館職員にとって著作権とは
- 著作権を学ぶ必要性
- 文化・学術研究の発展に寄与



音楽著作権の歴史

- フランス音楽著作権協会SACEM設立
(1851年)
- プラーゲ旋風(1931年～1939年)
- 日本音楽著作権協会JASRAC設立
(1939年)



著作権法の制定

- 旧著作権法は明治32年(1899年)
- 現行著作権法は昭和45年(1970年)



旧法と現行法との相違点

著作権と著作者人格権を峻別

原則的保護期間 死後30年 50年

著作権の制限規定を詳細に規定

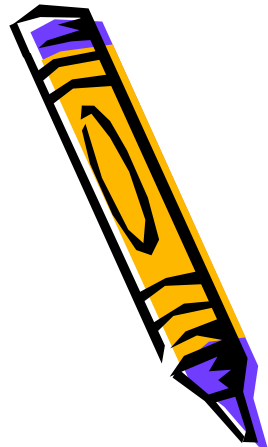
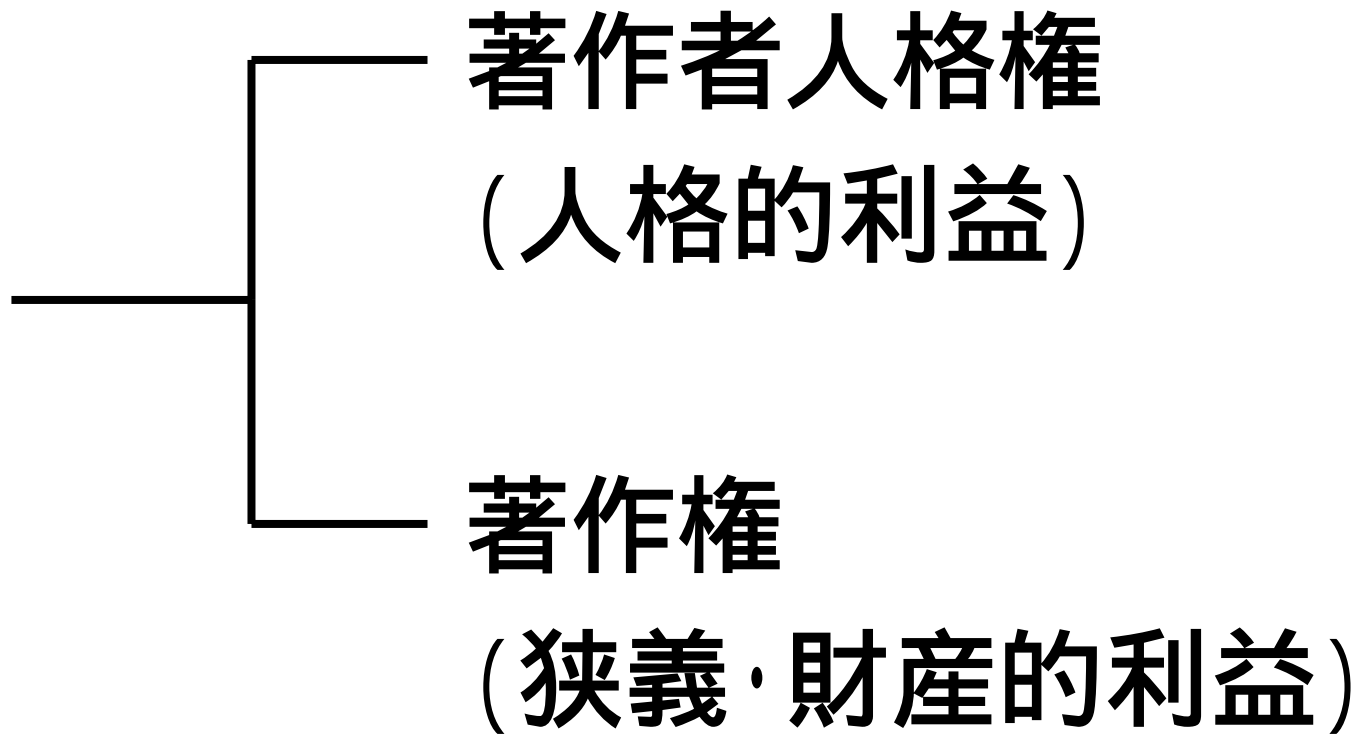
実演家等に著作隣接権制度を導入

罰則の強化



著作者の権利

著作権
(広義)



著作者人格権

公表権－勝手に公表しないで

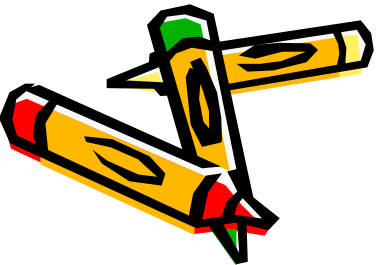
有名作曲家の未公表の曲が発見された

氏名表示権－名前はこれを使って

歌手は「加山雄三」作曲家は「弾 厚作」

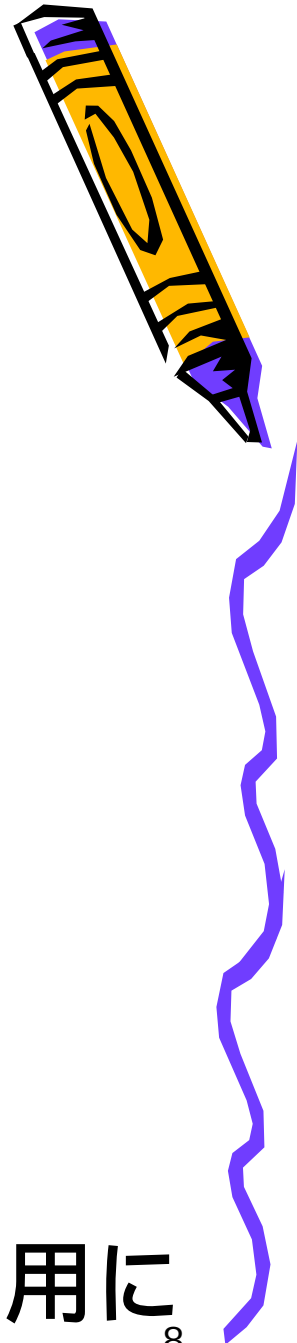
同一性保持権－中身を勝手に変えないで

交響曲をブラバンで



著作權
(財產權)

- 複製權
- 上演權、演奏權
- 上映權
- 公衆送信權
- 口述權
- 展示權
- 頒布權
- 讓渡權
- 貸与權
- 翻譯權、翻案權等
- 二次的著作權の利用に
関する権利



図書館サービスと著作権の 係わり(1)



- 1) 利用者への複写サービス、資料の保存のための複写、
点字・録音サービス、パソコンからのダウンロード、
チラシ等へのキャラクターの図柄の掲載
複製権
- 2) レコード・CDコンサートの開催
演奏権
- 3) ビデオ・DVDの上映会、ブースでの上映
上映権
- 4) ファクシミリによる文献送付、図書館ホームページへの
他人の著作物の掲載
公衆送信権



図書館サービスと著作権の 係わり(2)



- | | |
|-------------------|-----|
| 5) 対面朗読、お話会の開催 | 口述権 |
| 6) 絵画等の展示会 | 展示権 |
| 7) 本やCDの貸与 | 貸与権 |
| 8) ビデオ・DVDの館外貸出 | 頒布権 |
| 9) 翻訳サービス、講演の要約作成 | |

翻訳・翻案権



複製権について

- **複製権** = 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。(著作権法21条)
- **複製** = 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再生すること(2条1項15号)



上映権について

- **上映権** = 著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。(22条の2)
- **上映** = 著作物(公衆送信されるものを除く。)を映写幕その他の物に映写すること(2条1項17号)



頒布権について

- **頒布権** = 著作者は、その映画の著作物とその複製物により頒布する権利を専有する。(26条1項)
- **頒布** = 有償であるか無償であるかを問わず、著作物の複製物を譲渡し、又は貸与すること(2条1項19号)



貸与権について

- 貸与権 = 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物の貸与により公衆に提供する権利を専有する。（26条の3）



著作権の制限(1)

- 私的使用のための複製(30条)
ケーススタディ著作権第3集Q3



著作権の制限(2)

- 図書館等における複製(31条)
 - ケーススタディ著作権第3集Q1, 2
 - 現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン
 - 複製物の写り込みに関するガイドライン



著作権の制限(3)

- 営利を目的としない上映等(38条)
1項(上映)・4項(図書 of 貸与)・5項(映像資料の貸与)

ケーススタディ著作権第3集Q9, 10





授業のためのビデオの貸出

- 文化庁の二つの見解
- 国公立大図協力委Q&Aの見解
- 日図協著作権問題委員会の見解
- 内閣法制局参事官・放送大学客員教授
作花文雄氏の見解(コピライト1999.1)
- 私見



中古ゲームソフト判決 (地裁・高裁)

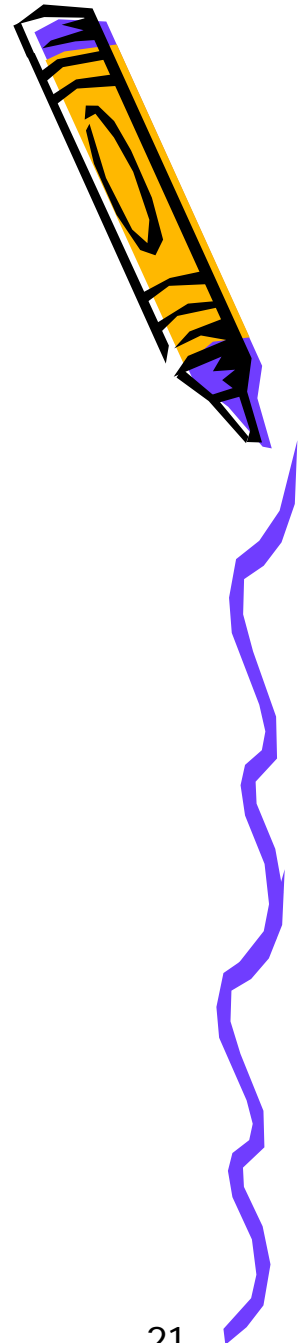
- ゲームソフトは映画の著作物に該当しないので頒布権は働かない(H11.5.27東京地裁)
- 映画の著作物に該当するが26条の「複製物」には該当しないので頒布権が及ばない(H13.3.27東京高裁)
- ゲームソフトは映画の著作物に該当するので**頒布権は働く**(H11.10.7大阪地裁)
- 頒布権は消尽して著作権の効力は及ばない(H13.3.27大阪高裁)



中古ゲームソフト判決 (最高裁)

- 本件のように公衆に提示することを目的としない家庭用テレビゲーム機に用いられる映画の著作物の複製物の譲渡については、市場における商品の円滑な流通を確保するなど、諸般の観点から、当該著作物の複製物を公衆に譲渡する権利は、いったん適法に譲渡されたことにより、その目的は達したものとして**消尽し**、もはや著作権の効力は、当該複製物を公衆に再譲渡する行為には及ばないと解すべきである。(H14.4.25)





最近の著作権分科会で議論になっていること(図書館関係)

- ・第31条の「図書館資料」に、他の図書館から借り受けた図書館資料を含めることについて
- ・図書館等においてファクシミリ、電子メール等を利用して、著作物の複製物を送付することについて
- ・図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報を端末プリントアウトすること





最近の著作権分科会で議論になっていること(図書館関係)

- 「再生手段」の入手が困難である図書館資料の保存のため例外的に許諾を得ずに複製することについて
- 図書館等における、官公庁作成の広報資料及び報告書等の全部分の複写による提供について
- 37条3項の対象施設を視聴覚障害者情報提供施設に限定しないこと





その他の図書館関係の問題

(法改正の方向で)

- 映画・ビデオの上映 範囲を学校の授業等に限定すること
- 図書館資料の貸出に補償金を課すこと

(意思表示システムで)

- 入手困難な図書館資料の全部複製
- 公共図書館でも自由に録音ができるように



当事者間で協議すべきこと

- 公衆用に供するコピー機を利用した私的
使用のための複製は制限規定から除外
- 商業目的の「調査研究」のための複製は
制限規定から除外
- 図書館における複製に補償金を課す

(04年1月分

科会報告)

